

## 比較文化論 : 大項目別報告 : 親族 3300

著者	松澤 員子
雑誌名	国立民族学博物館研究報告別冊
巻	011
ページ	129-131
発行年	1990-03-10
URL	<a href="http://doi.org/10.15021/00003676">http://doi.org/10.15021/00003676</a>

## 親 族 3300

松 澤 員 子\*

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| 1. はじめに            | 3. 姉妹交換婚と末子相続 |
| 2. 親族名称と出自・居住・一般交換 |               |

### 1. はじめに

私に与えられた課題は、親族に関わる諸項目、すなわち親族名称（01ハワイ型、02エスキモー型、03イロコイ型、04クロー型、05オマハ型）、出自（06父系、07母系、08二重、09双系一選系を含む）、居住様式（10夫方・父方、11妻方・母方、12オジ方、13選択、14新居住）、特定の婚姻様式（15一般交換、16姉妹交換婚、17レヴィレート婚）そして末子相続・継承、の分布と相関関係の分析である。

データの分析をはじめて、このデータそのものの問題に直面した。まず、それを指摘しておかねばならない。第1に、総計320社会のうち81社会は\*（資料なし）で結果として237社会が対象となっている。しかし、そのうち21社会（8.9%）はすべての項目に無回答であり、親族名称においては46%が無回答である。とくに、ビルマ、中国南部、インドシナ・タイ、ニューギニア、オーストラリアではどの項目も半数以下の回答で、このデータから分布の一般的傾向を見ることは困難である。第2に、相関関係を求めようとすれば、さらにデータの割合が減少する。相関関係が予測される出自と居住様式の2項目をとってみても、それらの双方に適切な回答があるのは118社会全体の約49%に過ぎず、これだけでは一般的傾向を引き出すことも危険である。こうしたデータの問題は、他方で親族研究そのものの問題を反映しているとみるべきであろう。一般の民族誌から、上にあげられた諸類型を拾いあげることは、非常に困難であったにちがいない。たとえば、親族名称にしても、記述的な表現や複合語を整理して、ここに列記されたマードック（Murdock, G.P.）の類型を引き出すことはむづかしい。また、出自や居住に関しても、複数回答がかなりある。すなわち、制度的なも

\* 国立民族学博物館第2研究部

のと現実のズレが、ともに回答に反映されているからではなからうか。したがって、こうした項目の立て方に、もう少し工夫が必要であったのではなからうか。以下の記述は、こうしたデータの限界の中で、ある傾向性を指摘しているにすぎない。

## 2. 親族名称と出自・居住・一般交換

まず、名称と他の諸項目との相関性が見られるのは、オマハ型名称と父系出自、夫方居住、そして一般交換との一致である。すでにレヴィ＝ストロース (Lévi-Strauss, C.) [1978: 493] によって指摘されているように、ビルマ・アッサムに5例、いずれかの項目は欠いているが、それと思われるもの3例を含めると、一般交換がこの地域にひろく分布することがわかる。また、名称は未記入であるが、中国南部、インドシナ・タイ、その他の地域にも散在するが、データの不完全なもの（例えば、居住が未記入であったり、一般交換が制度として存在するかどうか疑わしい例など）が多い。

つぎに2項目間の相関性をとってみると、父系出自と夫方居住が、当然のことながら、顕著である。とくに、ビルマ・アッサムでは約68%、中国南部で50%、ニューギニアで44%は、マードックの世界250社会の39% [1978: 85] と比較して、その割合は高い。また、母系と妻方居住の相関は、ミクロネシアで50%と、これもマードックの13%に比して非常に高い。メラネシアでは母系社会が36%あるにもかかわらず、その大部分は夫方居住を行っている。これには、オジ方居住が含まれているのか、また比較的近年の傾向なのか明らかでない。クロー型名称は、12例報告されているが、そのうち5例はミクロネシアで、母系出自と結びついている。さらに、父系制の強いビルマ・アッサム、中国南部では母系制がわずか各々2例しか報告されていない。ハワイ型名称と双系出自、あるいは選択居住または新居住の相関性は、これまで議論されてきたように、ポリネシアとフィリピンに高い傾向が見られるが、後者のデータが少なく、ここで一般化することはできない。比較的、データの十分な台湾についていえば、クローやオマハのような特殊な名称は別にして、名称と親族制度との相関性は、間接的かつ稀薄といえるであろう。

## 3. 姉妹交換婚と末子相続

姉妹交換婚は、19例の報告があり、マードックが「ほとんど絶対的と言ってよいほど、父方居住制と結びついている」[前掲書42頁]と述べているごとく、90%以上が夫

方居住と相関性をもっている。そのうち、11例がニューギニアに見られることは注目すべきであろう。このことは、婚資との関係において検討されるべきである。他方、マードックは、レヴィレート婚は姉妹交換婚とともに非常に一般的な現象であるとのべているが [前掲書52頁]、このデータではわずか23%ぐらいで、半数にはおよばない。また、かれは、「選好的結婚の慣行は、それが、ある社会の結婚のすべて、またはほとんどに適用される場合には、親族呼称法に影響を与える」という仮説も検証する必要があるだろう。

最後に、末子相続について。このデータでは、ビルマ・アッサムと中国南部に集中し、インドシナからスンダに散在するが、フィリピン以東には報告されていない。これは、ポリネシアからフィリピン、ボルネオにかけてみられる長子相続と比較すれば、興味ある結果が得られたかもしれない。ここでの末子相続は、ほぼ父系出自と結びついている。

親族に関しては、マードックの研究を越える結果を得るためには、もう少し緻密なデータが必要であったように思う。今後もデータの蓄積に努力してゆかねばならない。